

農 業 経 営 基 盤 の 強 化 の 促 進 に 関 す る

基 本 的 な 構 想

令和8年3月26日

五 木 村

目次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に 関する事項	10
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第 6	その他	22

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 五木村は、熊本県の南部、球磨郡の北部に位置し、本村の総面積の 94% が山林であるため、林業を主体とした農山村である。

農業は地形的な制約を受け、全体に零細で、かつ農地が散在しており、自家消費米を主とした水稻と茶、栗栽培が行われている。近年、経営の安定を図るため、一部の地区で施設園芸の導入が進んでいる。今後は、収益性の高い作物、作型を担い手に中心に導入して、地域として産地化を図るものとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、農業生産展開の基礎となる優良農用地の確保を図ることを基本とし、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 五木村の農業構造については、昭和 40 年代から兼業化が進み、更には、川辺川ダム建設工事に伴う恒常的就労の場の増大により、安定兼業農家が増加し、近年においても、兼業の深化により土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、施設型農業については、規模拡大が進みつつあり、一定の所得を確保しているものの、機械化、省力化技術の導入の遅れなどにより、過労働傾向にあり、また、作業環境の悪化もあり労働過重となっている。

このような厳しい農業情勢のなかで、高齢者を中心に農地の資産的保有傾向が強く安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は図られていないが、農業従事者の高齢化や世代交代等を機に農地の流動化が急速に進展する可能性が高まっている。

- 3 五木村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、五木村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人あたり概ね 340 万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人あたり 2000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、こ

これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

- 4 五木村は、将来の本村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、五木村は、球磨地域農業協同組合、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課（以下県球磨農業普及・振興課）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している五木村農業委員会を核とした農地中間管理事業を一層活発化し、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、土地利用調整を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化及び法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化及び法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法

人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、五木村複業協同組合や、五木村シルバー人材センターと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県球磨農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である宮園地区・西谷地区・栗鶴地区・瀬目地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化及び法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び五木村担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、五木村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るもの

とする。

- 5 五木村は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を県球磨農業普及・振興課の協力を受けて行う。
- 6 効率的かつ安定的な農業経営の育成については、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と着実な再認定の推進、共同申請による女性認定農業者の拡大と家族経営協定の普及・経営相談や専門家による経営診断の実施による経営改善計画の目標達成や法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導等を実施し、又6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組を支援していく。
- 7 地域営農組織等の育成については、単なる機械の共同利用組織から地域営農組織への発展を進めるとともに、組織化が進んでいない地域への方策を検討し、組織の経営力の強化と地域の実態に応じた法人化を推進する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

五木村の令和6年度の新規就農者はおらず、過去8年間いない状況にあるが、従来からの基幹作物である茶・水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、五木村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標490人を踏まえ、五木村においては年間1人程度の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

五木村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業

経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得180万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた五木村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県球磨農業普及・振興課や球磨地域農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく

（4）地域ごとに推進する取組

ア 宮園・西谷・栗鶴・瀬目地区

中山間地域である当地区においては、新規就農施策を重点的に推進する地区とし、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、球磨地域農業協同組合、出荷協議会等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ その他の地区

新たな就農施策を推進する地区とし、講師を招いての実践的講義の実施や先進地視察、第3セクターや県等と連携して、試験栽培、加工品の開発、新技術の導入等、青年層が意欲をもって営農できる環境を整える。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標は下記の通りである。

1 類型設定の基準

（1）家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

（ア）自家労力 1 経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

2 モデル経営類型

(1) 個別経営体

① 家族経営

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
茶	〈作付面積等〉 茶 = 280 a 〈経営面積〉 280 a	・ほ場の集団化 ・基盤整備（農道整備） ・生産技術水準の向上 ・生産量、品質の向上 ・施肥管理の徹底及び密植栽培による収量の向上 ・改植事業の推進 〈資本整備〉 製茶工場、摘採機、中刈機、動力噴霧機、トラック	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器（パソコン）の導入 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための作業環境の改善

(2) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に五木村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、五木村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

類型設定の基準

① 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

(ア) 自家労力 1 経営体あたり経営者を含めて従事者 2～3 人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
茶	〈作付面積等〉 茶 = 1 5 0 a 〈経営面積〉 1 5 0 a	・ ほ場の集団化 ・ 基盤整備（農道整備） ・ 生産技術水準の向上 ・ 生産量、品質の向上 ・ 施肥管理の徹底及び密植栽培による収量の向上 ・ 改植事業の推進 〈資本整備〉 製茶工場、摘採機、中刈機、動力噴霧機、トラック	・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・ 経営管理の合理化を図るため情報処理機器（パソコン）の導入 ・ 青色申告の実施 ・ 経営の体質強化のための自己資本の充実	・ 家族経営協定の締結 ・ 休日制の導入 ・ 給料制の導入 ・ 労災保険等への加入 ・ 労働環境の快適化のための作業環境の改善 ・ 農繁期の臨時雇用の確保

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の気候（多雨、寒暖の差が大きい）や、耕地の大部分が急傾斜地であるという地域特性を生かした特産品（くねぶ、ニンニク、シイタケ、ソバ、茶など）などの農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県球磨地域振興局農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、

先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本村の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県球磨地域振興局農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本村が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の見直し等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の

実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、区域内の就農受入組織及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア 70 % なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

五木村において専業農家である認定農業者は令和3年3月現在個人1名である。経営内容は個人の茶のみである。それぞれ遊休農地や高齢化により営農を断念した農地を借り受け利用可能としたが、その他兼業農家等の耕作放棄地は更に増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

五木村では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多いため、将来の農地の引き受け手となる担い手がいなく、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

また、村内各種団体等の農地所有適格法人設立も視野に入れ、シルバー人材センターを活用することにより遊休農地の利用展開を推進する。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

村、農業委員会、県、県球磨地域振興局農業普及・振興課、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の見直しを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。ただし、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや地域振興作物

の団地化を図るエリア等の設定を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

五木村は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

五木村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項（地域計画推進事業）
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 山間平野部においては、水田の汎用化に伴い、施設園芸農業の確立を図るとともに既存施設についても、制度資金等の活用による施設の充実を図る。

また、農作業の効率化、生産コストの低減を図る上から、交換分合等による農地の集積や利用権設定促進を図り、農業生産組織や担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 山間高冷地においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

更に、五木村は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及啓発に努め、必要に応じて、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県、県球磨地域振興局農業普及・振興課、農地中間管理機構、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

地域計画の区域については、村内地区ごとに、営農再開の取組や土地改良事業の実施状況を踏まえて個別に設定することとする。また、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

村は、地域計画の策定に当たって、農業委員会、県、県球磨地域振興局農業普及・振興課、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

五木村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のため

めに行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落を単位としつつ、土地利用の調整が大字や校区）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

- ① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」と

いう。) 参考様式第 6 - 1 号の認定申請書を五木村に提出して、農用地利用規程について五木村の認定を受けることができる。

- ② 五木村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①の工に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 五木村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規則を五木村の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であることと見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 五木村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ （６）の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 五木村は、農用地利用改善団体（（５）の①の市町村の認定を受けた農

用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体という。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 五木村は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県球磨農業普及・振興課、五木村農業委員会、球磨地域農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、五木地域担い手支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 球磨地域農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

五木村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 球磨地域農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 球磨地域農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

球磨地域農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策

定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

五木村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 五木村は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構の連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 五木村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

第3セクター、球磨地域農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（研修、空き家

に関する情報等）の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

五木村が主体となって熊本県立農業大学校や農業委員、球磨地域農業協同組合、出荷協議会等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者の交流会や五木村認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工会や出荷協議会とも連携して、出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、球磨地域農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画の人・農地プランとの整合に留意しつつ、基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業協同組合、五木村認定農業者、

農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。
この基本構想は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。
この基本構想は、令和 5 年 9 月 11 日から施行する。
この基本構想は、令和 8 年 3 月 26 日から施行する。